

議会議員政治倫理審査会（第2回）

日 時 令和6年5月2日（木）

午前9時30分

場 所 府中町議会議事堂 第1委員会室

議 事 日 程

1. 審査対象議員による審査に係る事項の説明

2. 審査対象議員の説明に対する事情の聴取



◆2024年5月2日審査会へ 田中説明(4月25日締め切り)

●公正な審査のために

田中伸武

1、公正な審査を行うため、以下の環境を整え、論点を明らかにすべきだ。

- ・審査会の「第三者性」を高めるため、政治倫理条例第6条4に基づく「識見を有する者」の意見等を聴くよう求める。

- ・審査に十分な時間をかけるよう求める。梶川三樹夫議長は「町長選や委員会視察があるため急いだ」と説明するが、拙速審査は誤った判断を招くおそれがあり、町民の信頼も得られない。説明機会が不十分だと議員の人権、防御権も損なわれる。

- ・条例の原則でもある公開審査とすべきである。審査の対象は、公開の場で行われた議事、公開を目的としたミニ通信、公職としての議長に提出した意見書である。プライバシー情報もない。秘密会は疑念を招く。

- ・審査会は、まず審査請求議員に対し具体的な審査対象行為の特定を求めるべきだ。論点の明示がなければ議員の説明は難しい。前回は35件の審査対象行為が申請時に列挙されていた。

●決議に至る手続きの不備

2、審査請求の理由の一つとする陳謝文朗読の決議は、ほんらい議決すべきではなかった。朗読は政倫審が「議長の措置(条例第9条)」として求め、議長はこれを済ませていた。経緯は田中と議長で何度も確認し、文書にも残している(3月7日付、議長への申し入れ文書)。

同文書は田中が議長に手渡し、議長は内容を確認した上で「(事務局長と相談して)明日答える」と約束した。しかし音沙汰無く定例会を開会し18日の議決に至った。議長の対応は不誠実であり、議案化された問題は説明されないままである。

●何が「品位と名誉を損なう行為」なのか

3、審査請求は「議会の決定に従わないことが規定違反」などとしているが、そんな規定はない。

- ・田中は、議決内容である陳謝文朗読をしない正当な理由を口頭と文書で議長に伝え、議長も確認している(2月27日付議長宛意見書など)。議員の意思に背き、事実にも反する内容の陳謝文を朗読することは、議員の良心にもとる。かえって品位と名誉を損なう。

- ・決議の内容に法的拘束力はない。その基である政倫審の結論は、強制力のない任意の勧告(議長措置)として朗読を求めた。議員の判断に委ねるのが条例の趣旨である。

4、審査請求書は、田中のミニ通信と議長への提出文書の「内容又はその行為」が「規定に違反すると思われる」としているが、具体的に何を指すのか、示されていない。

- ・「内容」とは、どの文章のどの表現か、不明である。

- ・「その行為」は配布行為を指すのか。言論表現の自由は憲法21条で保障されている。田中だけ

でなく多くの町議が町政報告、通信、後援会だより等を配布し、ウェブで流し、街頭演説もする。内容に問題がある場合もあるが、配布等の行為自体は民主主義の実践である。

・議長への文書提出も論議を深める行為であり、理性的、論理的な手段として議員の品位と名誉を高める。

以上